

社会福祉法人東松山市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条及び第25条の規定に基づき、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等に対する報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給)

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）の報酬は、その選任された月の分から任期満了、退職の月まで支給する。ただし、その月の在任日数が15日未満の場合は支給しない。

(費用弁償の額)

第4条 役員及び評議員並びに委員会委員等が召集に応じ、会議等に参加したときは、別表第2に掲げる費用弁償の額を支給する。また、業務のため出張したときにかかる運賃等の実費は、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会旅費規程（平成21年10月1日施行）の例による。

(支払い)

第5条 報酬及び費用弁償は、会議等に参加した月の翌月15日に支給する。ただし、当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たる場合は、繰上げて支給する。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(社会福祉法人東松山市社会福祉協議会役員等の費用弁償規程の廃止)

2 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会役員等の費用弁償規程（平成元年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 報酬（第2条関係）

区分	報酬の額	備考
会 長	月額 100,000円	
その他理事、監事	日額 6,000円	
監 事	日額 45,000円	決算監査1回につき支給
評議員	日額 2,000円	
各種委員会委員	日額 6,000円	苦情解決第三者委員、資金運用検討委員等

別表第2 費用弁償（第4条関係）

区分	費用弁償の額	備考
役 員	日額 2,200円	
評議員	日額 2,200円	
各種委員会委員	日額 2,200円	